

川崎市健康福祉局社会福祉連携推進法人認定等事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健康福祉局が行う社会福祉連携推進法人の認定及び認可等（以下「認定等」という。）に関する事務を適正かつ効率的に処理するため、認定等の取扱基準、その他必要な事項を定め、もって本市における地域福祉の一層の推進及び社会福祉法人の経営基盤の強化等に資することを目的とする。

(事前指導)

第2条 認定等の審査は、認定等の申請者に対する事前指導を経たものについて行うものとする。

2 事前指導は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、同施行規則(昭和26年厚生省令第28号。)及び社会福祉連携推進法人の認定等について(令和3年11月12日社援発1112第1号厚生労働省社会・援護局長)によって定められている基準に基づいて行うものとし、その指導は、認定等の要件が具備するに至るまで行うものとする。

(事前指導及び審査の体制)

第3条 前条に規定する事前指導及び審査は、総務部企画課担当課長（以下「企画課担当課長」という。）が担当職員を配置して行うものとする。

(認定等の決定)

第4条 認定等については、市長が決定するものとする。

(社会福祉連携推進認定の通知及び公示)

第5条 社会福祉連携推進認定をしたときは、その旨を申請者に対して通知するとともに、本市ホームページへ登載を行うものとする。

(細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、認定等の事前指導又は審査等に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。